

国 住 街 第 167 号  
平成 25 年 3 月 29 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

建築基準法における電気、ガス等を供給する設備の取扱いについて（技術的助言）

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）における電気、ガス等を供給する設備の建築物に附属するものとしての取扱いについて、下記の通り通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

また、貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただくようお願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

#### 記

建築物に対し、電気、ガス等を供給するための設備であって、当該建築物の敷地内に設置されているものについては、法別表第2に規定する「建築物に附属するもの」として取り扱って差し支えない。

(参考抜粋)

○「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」

(平成24年4月3日閣議決定)

事項名	用途地域による危険物貯蔵の規制緩和（防災型マンションコジェネレーション備蓄燃料貯蔵の緩和）
規制・制度改革の内容	事業者要望やこれまでの事例を検証し、集合住宅に設ける防災対応を目的としたコジェネレーションの設置に必要な液化石油ガスの合理的な貯蔵量の基準について、検討し結論を得る。 ＜平成24年度検討・結論＞

事項名	リチウムイオン電池に係る建築基準法上の用途地域ごとの取扱いの見直し・明確化
規制・制度改革の内容	消防法上の見直しを踏まえつつ、事業者要望やこれまでの事例を検証し、建築基準法上の用途地域別に、合理的な貯蔵量について、リチウムイオン電池に関する取扱いを見直す又は明確化すべく、検討し結論を得る。 ＜平成24年度検討・結論＞